## 指定学区外就学許可基準(学校教育法施行令第8条関係)

No	許 可 事 由	期間	備考
1	指定学区外への転居による場合	卒業するまで	小学校卒業後、その小学校を学区に もつ中学校へ進学を希望する場合に は、再度申請手続きを行う。
	兄・姉が指定学区外就学をしている場合、弟・妹もそ れに準ずるため	小学生は中学 卒業まで	小学校卒業後、その小学校を学区に もつ中学校へ進学を希望する場合に は、再度申請手続きを行う。
3	指定学区外への新築転居を予定している場合	新居へ転居す るまで	ただし、新築家屋の完成転居が、1 年以内に行われるもの。完成入居年 月日が証明できる添付書類が必要。 (家屋完成予定証明書・賃貸契約書 等)
4	生徒指導等の配慮が必要であると認められる場合	生徒指導等の 問題がなくな るまで (1年更新)	いじめ・不登校・部活動等で特に配 慮が必要である旨の校長からの副申 書類を添付する。
5	指定学区外在住だが、両親が共働きの為、子どもの登下校時に保護者が常時留守となり、袋井市内に居住している祖父母等のところから通学する場合	相当期間 (1年更新)	両親の就労証明書、児童生徒の預かり証明書を添付する。
6	自治会等の付き合いが指定学区外の場合	卒業まで	自治会長等による居住証明書を添付 する。
	身体的・金銭的及び家庭内不和等の理由により教育的 配慮が必要と思われる場合	相当期間 (1年更新)	
8	日本語又は日本の生活習慣に不慣れ等の外国人児童生 徒又は帰国児童生徒で、日本語指導等の指導体制が 整っている学校に通学させたい場合	相当期間 (1年更新)	
9	自宅から安全に通学できる経路による通学距離が隣接 学校の方が短い場合	卒業まで	地図(自宅、指定校、隣接校の位置 関係が分かるもの。通学路、両校それぞれの距離を明記する)を添付する。 小学校卒業後、その小学校を学区に もつ中学校へ進学を希望する場合に は、再度申請手続きを行う。

附則

この基準は、平成28年11月1日から適用する。